第一号様式（第一条の四関係）

［様式　別紙一　挿入］

［第１号様式記載要領　略］

第五号の十四様式（用紙日本産業規格Ａ６）（第一一条の五の一関係）

［様式　別紙四　挿入］

第五号の十四の二様式（用紙日本産業規格Ａ６）（第一一条の五の一関係）

［様式　別紙六　挿入］

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第一三条・第五条・第十条の一関係）

［様式　別紙八　挿入］

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第一三条・第五条・第十条の一関係）

［様式　略］

第６号様式記載要領

１　この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

［２～９　略］

10　道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載すること。

［11　略］

12　事業税の「所得金額総額㉗」の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあっては第６号様式別表５の「合計㉞」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㊽」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㊾」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

［13～15　略］

16　特別法人事業税又は地方法人特別税の「所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額㊸」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉛」又は「軽減税率不適用法人の金額㉜」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17　特別法人事業税又は地方法人特別税の「収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額㊹」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊳」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

第一号様式（第一条の四関係）

［様式　別紙一　挿入］

［第１号様式記載要領　同左］

第五号の十四様式（用紙日本産業規格Ａ６）（第一一条の五の一関係）

［様式　別紙三　挿入］

第五号の十四の二様式（用紙日本産業規格Ａ６）（第一一条の五の一関係）

［様式　別紙五　挿入］

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第一三条・第五条・第十条の一関係）

［様式　別紙七　挿入］

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第一三条・第五条・第十条の一関係）

［様式　同上］

第６号様式記載要領

１　この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

［２～９　同左］

10　道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１(1)から別表１(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載すること。

［11　同左］

12　事業税の「所得金額総額㉗」の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあっては第６号様式別表５の「合計㉝」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㊽」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㊾」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

［13～15　同左］

16　地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額㊸」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉛」又は「軽減税率不適用法人の金額㉜」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17　地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額㊹」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊳」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。